

関係機関との連携の意義

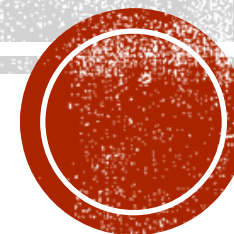
～スクールソーシャルワーカーとの連携・協働について～

久留米大学社会福祉学科・大学院 教授

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 常務理事

福岡県・福岡市・北九州市・久留米市教育委員会SSWスーパーバイザー

門田 光司



義務教育課程での学校現場が抱える課題

不登校問題

家庭環境対応

いじめ問題

児童虐待対応

非行対応

子どもの貧困問題

発達障害支援

ヤングケアラー問題

LGBTQ



心理・福祉の専門職が支援する高校生の課題

- ①不登校対応
- ②発達障がい
- ③虐待・DV
- ④リストカット・自殺念慮
- ⑤いじめ
- ⑥妊娠
- ⑦LGBTQ
- ⑧進路・就職



特別支援学校での児童生徒の抱える課題

不登校問題、虐待問題、精神疾患問題、経済的問題、家庭問題、他

「不登校」は、日本の学校では大きな児童生徒問題です。

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、**登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者**のうち、病気や経済的理由による者を除いた者」(文部科学省:平成15年)をいう。



不登校は、日本の学校が抱える問題である。それは、日本の学校教育は「学校」の建物の中で教育が保障されているため、学校に登校しない状態を不登校と呼んでいる。

不登校は誰でもなりえます

不登校の主な理由をあげると、以下のものがあります。

- ① 学校内のいじめ、友人間のトラブル
- ② 担任の先生への不信感
- ③ 学校が荒れている
- ④ 勉強意欲の低下
- ⑤ **家庭内の問題(虐待・家庭崩壊等)**



上の不登校の理由で、①～④は学校(担任教師・教員チーム等)が取り組んでいく不登校です。しかし、⑤の**家庭環境による不登校は、学校が取り組むのが難しいものです。**

不登校になり、学校に行けないことで、①友だちと遊び、話す機会が減ります、②勉強が遅れていきます、③家にひきこもる機会が増えます

不登校の要因(令和2年度 小学校)

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

	要因	割合
1位	無気力・不安	46.3%
2位	親子の関り方	14.6%
3位	生活リズムの乱れ・遊び・非行	14.0%
4位	友人関係(いじめを除く)	6.7%
5位	家庭の生活環境の急激な変化	3.8%
6位	学業の不振	3.2%
7位	教職員との関係を巡る問題	1.9%

0.3%

不登校児童生徒の実態調査(文部科学省)

	要因	割合
1位	<u>先生のこと</u> (合わない・怖い・体罰等)	29.7%
2位	体の不調	26.5%
3位	生活リズムの乱れ	25.7%
4位	きっかけがよくわからない	25.5%
5位	<u>友達のこと</u> (いじめや嫌がらせ)	25.2%
6位	<u>勉強</u> がわからない	22.0%
7位	<u>友達のこと</u> (いじめや嫌がらせを除く)	21.7%

4.9%

不登校の要因(令和2年度 中学校)

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

	要因	割合
1位	無気力・不安	47.1%
2位	友人関係(いじめを除く)	12.5%
3位	生活リズムの乱れ・遊び・非行	11.0%
4位	学業の不振	6.5%
5位	親子の関り方	6.2%
6位	入学・進級時の不適応	4.1%
7位	家庭の生活環境の急激な変化	2.5%

不登校児童生徒の実態調査(文部科学省)

	要因	割合
1位	<u>体の不調</u>	32.6%
2位	<u>勉強</u> がわからない	27.6%
3位	<u>先生のこと</u> (合わない・怖い・体罰等)	27.5%
4位	<u>友達のこと</u> (いじめや嫌がらせを除く)	25.6%
5位	友達のこと(いじめや嫌がらせ)	25.5%
5位	生活リズムの乱れ	25.5%
7位	きっかけがよくわからない	22.9%

0.9%

0.2%

1

— P5

**不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。**

- ✓ 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場*が確保されている
* 不登校特例校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、教育支援センター等、こども家庭庁と連携し多様な学びの場、居場所を確保
- ✓ 学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- ✓ 学校に戻りたいと思った時にクラスを変えたり、転校したりするなど本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応がされている



2

— P7

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- ✓ 1人1台端末で小さな声が可視化され、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付くことができる
- ✓ 小さなSOSに「チーム学校」で素早く支援することにより、早期に最適な支援につなげられている
- ✓ 教育と福祉等が連携し、子供や保護者が必要な時に支援が行われる*
* こども家庭庁と連携し自治体の教育部局と福祉部局等の連携・協働を強化



3

— P9

**学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。**

- ✓ それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- ✓ トラブルが起きても学校はしっかり対応してくれる安心感がある
- ✓ 公平で納得できる決まりやルールがみんなに守られている
- ✓ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある



これらの取組を実効性あるものにするために、

- ✓ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施、
- ✓ 学校における働き方改革の推進、
- ✓ 文部科学大臣を本部長とする
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置を行います。

— P11

実効性を高める取組

小学校低学年の発達特徴

※発達特徴：他律性

新しい環境(学校)への適応不安

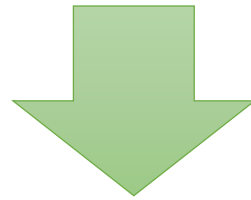
教室では普通に過ごすが、家から学校へとの登校をしぶる場合には、保護者と協力して登校刺激を出した方が良い。



小学校中・高学年の発達特徴

※発達特徴: 自律性の芽生えと育ち

中1ギャップへの
不登校予備軍が増え始める



早期対応が求められる

中学校の発達特徴

- 親子分離(心理的自立と不安)
 - ・第二反抗期 ※親子関係の崩れ
(親や教師からの干渉・指示への反発)
- 友人関係の発達
 - ・不安の軽減 ※友人関係の崩れ
- 第二次的性徴(異性・自己の容姿の関心)



学校ストレッサーと中学生のストレス反応

学校ストレッサー

＜先生との関係＞
・先生から無視、えこひいきされた

＜友人との関係＞
・友達と喧嘩、仲間外れにされた

＜学業＞
・授業がわからない、試験や成績が気になり

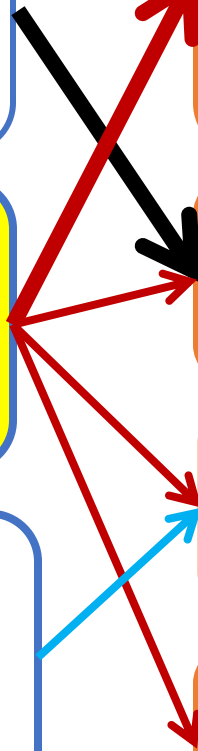
ストレス反応

＜抑うつ・不安反応＞
・気持ちが沈む
・なんとなく心配である

＜不機嫌・怒り反応＞
・いらいら、怒りっぽい

＜無気力反応＞
・やる気がしない

＜身体的」反応＞
・疲れやすい



チーム学校体制



<校内協働>

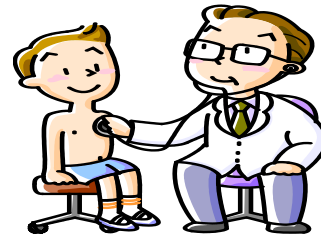
管理職・教員
養護教諭

予防・
早期対応

- ①担任が支援
- ②学年で支援
- ③校外協働支援

スクール
ソーシャル
ワーカー

<校外協働>



医療機関



児童相談所



民生委員・児
童委員主任児
童委員、地域
支援者



警察・
NPO等

<学校>

アメリカ・学校全体アプローチ(Whole School Approach)

< Tier 3 >
支援を要する
児童生徒
1~5%

予防

<継続的長期個別支援への取組>

1. PDCAサイクルでの個別支援への取組
2. アウトリーチ支援
3. チーム学校での取組、他

< Tier 2 >
気がかりな
児童生徒
10~15%

予防

<短期個別支援への防止に向けた取組>

1. 規律違反、授業放棄、怠惰、遅刻・欠席がち、孤立、トラブル、その他、行動面・心理面・学業面での外在的行動を表出する気がかりな児童生徒への取組。
2. 社会的技能(ソーシャル・スキル)の支援(ex, グループワーク、**Social Skill Training**) ※「social」は、人一人との良好な相互関係を意味する。

< Tier 1 >
特に支援を要しない
児童生徒
80~90%
また、すべての児童生徒

予防

<学校方針の目標:楽しく安全で快適な学校:Positive school climate>

1. 学校風土の第一は、**安全安心**。健全な学校風土は、児童生徒にとって身体的・心理的・情緒的な安全を感じる環境である。
2. 学校風土の第2には**学習**。児童生徒にとって分かりやすい学習を行い学校風土は、誰ひとり取り残さない学習環境をもたらす。
3. 学校風土の第3は、**人間関係**。健全な学校風土を生み出したためには、児童生徒間、教師-児童生徒の互いの尊重と協働が重要となる。
4. 学校風土の第4は、**環境ー構造**。教職員が児童生徒の肯定的なストレングに焦点を当てた関わり、教育方針を重視することで、上記1~3の学校風土が築かれる。

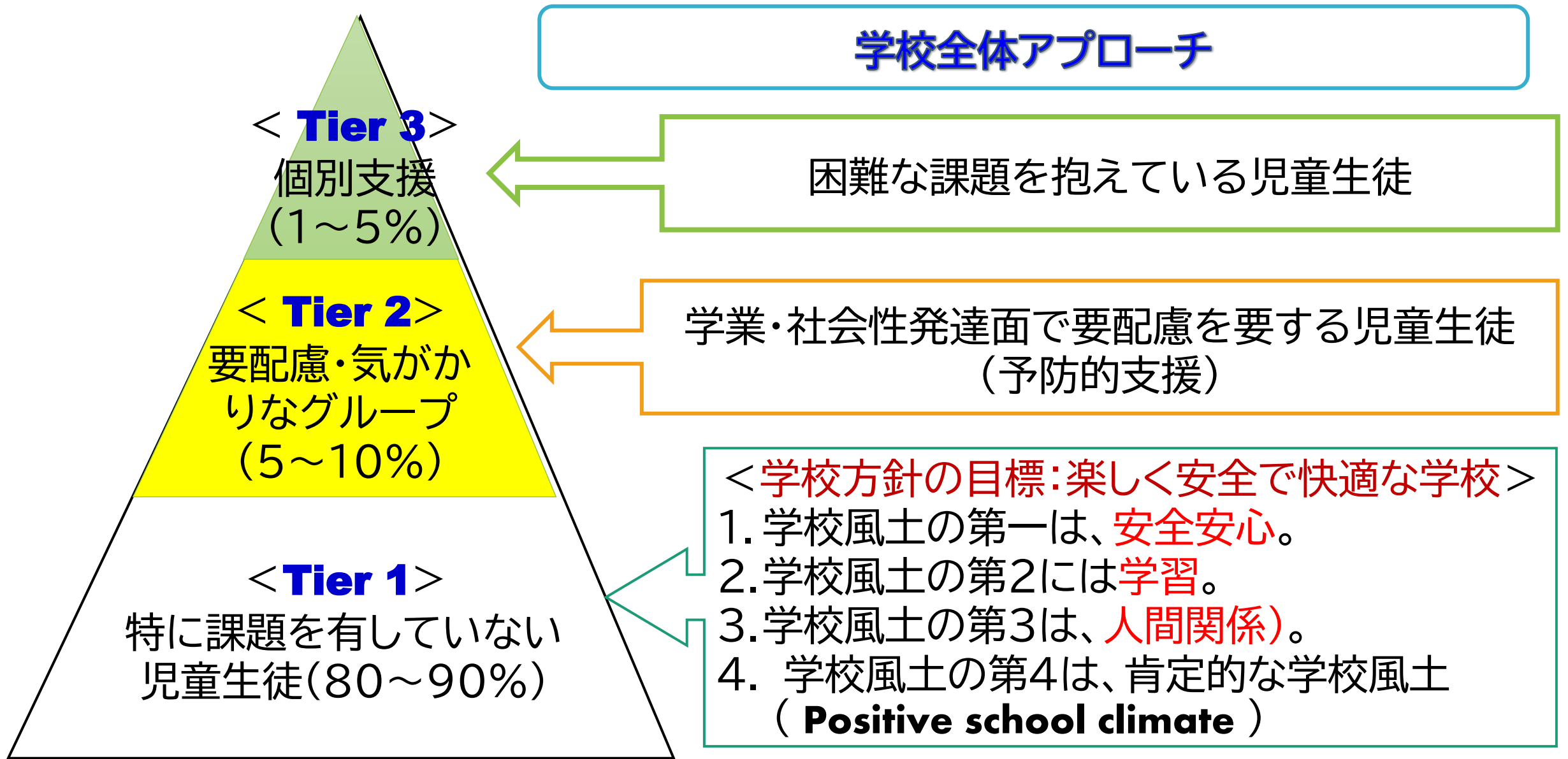


図. 学校全体アプローチでの概念図(作成、門田)

個別支援を要する子ども達の表面的な表出

もやもやする・・・
どうせ私なんて・・・
消えてしまいたい・・・



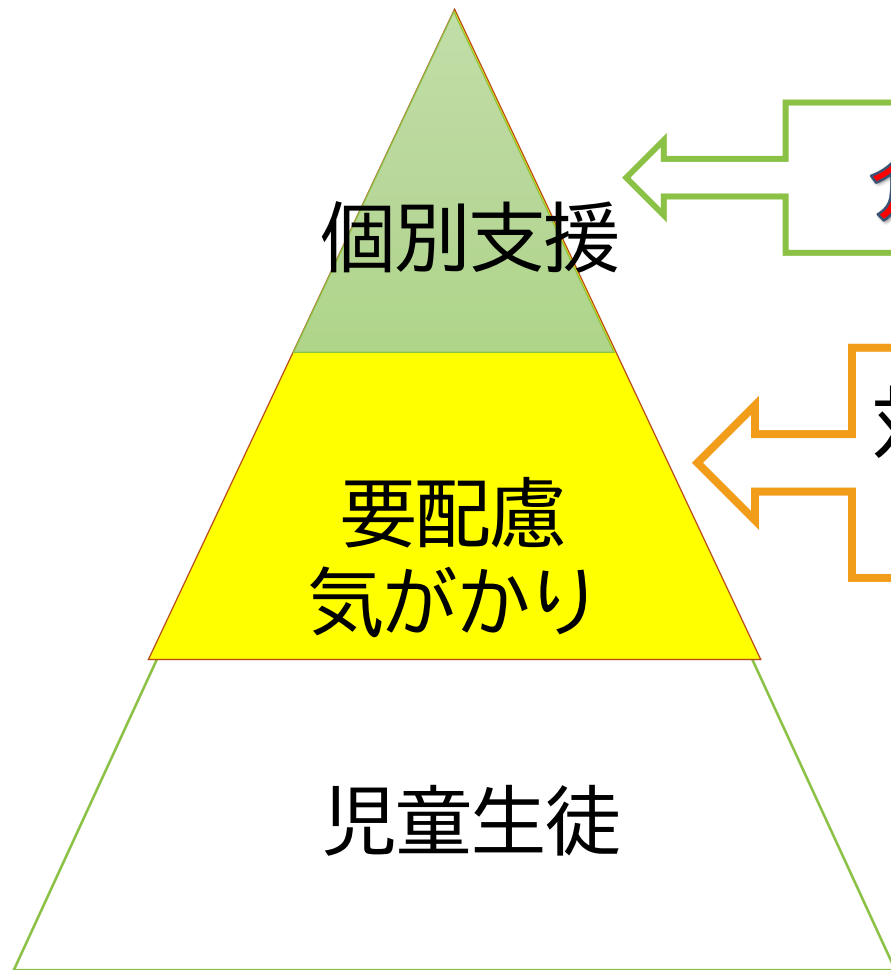
- 不登校・ひきこもり
- 自傷行為
- 非行・暴力行為
- 過呼吸・パニック
- 睡眠障害・摂食障害
- 性の逸脱行動

など



環境背景から生じる要配慮を要する子どもたちの様々課題





介入(支援)が必要な児童生徒

対応(声掛け・関わりが
必要な児童生徒

要個別支援への
予防として取組み

個別支援及び要配慮の児童生徒につ
いて学校内で情報・状況集約していく
機能が必要となる



子どもは登校する。



学校環境が
「快適」(居場所)



子どもが登校したがない



クラス仲間



勉強



先生

ストレッサー

学校環境が
「嫌悪的」(不快)



公立高校生の
不登校事由
(令和3年度:
文部科学省)

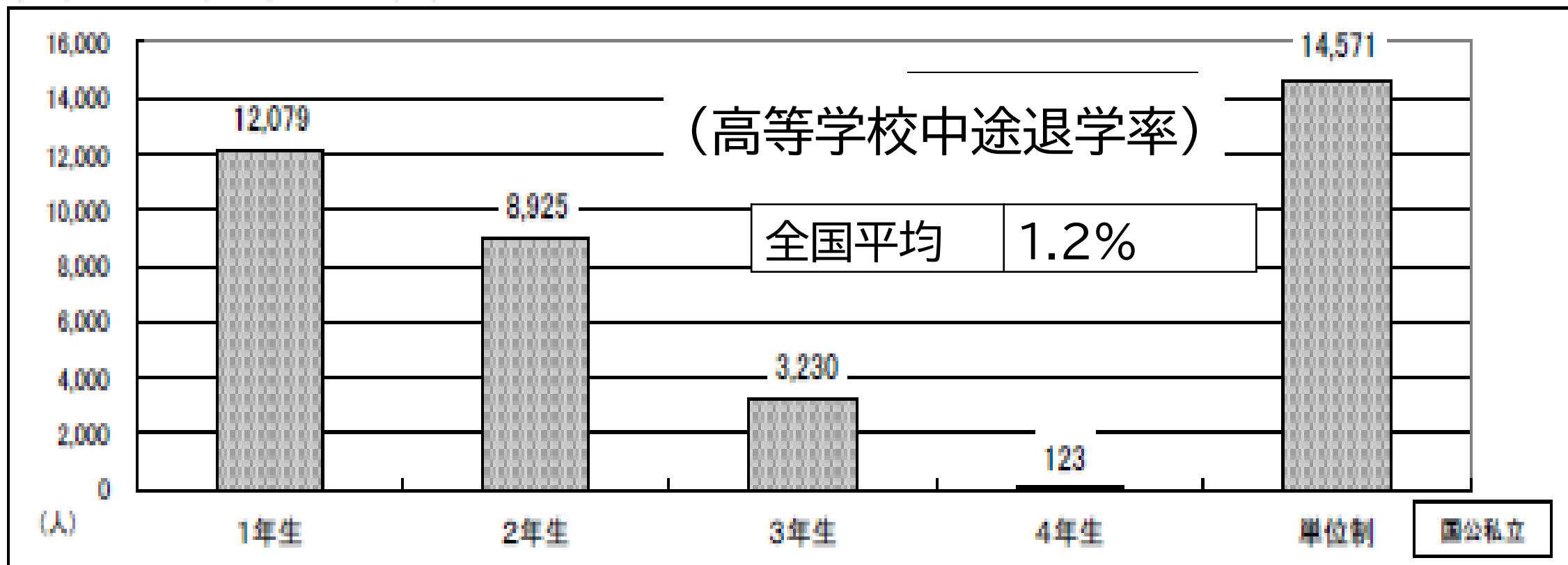
高等学校は、59人
に1人が不登校

学校に係る状況 (21.9%)	いじめ	0.2%
	友人関係	9.1%
	教員との関係	0.5%
	学業不振	6.2%
	進路不安	4.3%
	部活動等の不適応	0.8%
	学校のきまり等の問題	0.8%
家庭に係る状況 (7.0%)	家庭生活環境	1.7%
	親子関係	3.4%
	家庭内不和	1.9%
本人に係る状況 (54.1%)	あそび・非行	14.9%
	無気力・不安	39.2%

中途退学率0.7%(全国)の内訳は、全日制0.9%、**定時制6.9%**、**通信制3.7%**(令和2年度)

定時制の学年内訳では、1年生12.4%・2年生7.2%・3年生4.6%・4年生2.1%(**総計26.3**:入学者の約3分の1が卒業までに中退する)

<参考2> 学年別中途退学者数のグラフ (文部科学省:令和3年度)



発達障がいの子どもの不登校率の高さの課題

総務省勧告では、2014(平成26)年度で発達障がい児童生徒の不登校率は、

○ 小学校2.9%、中学校3.3%(全国小学校0.4%、中学校2.8%)よりも高い。

○ その誘因として、「対人関係の問題」、「不安症状」「家庭的問題」「学業不振」があげられている。

総務省勧告では、高等学校で発達障がい疑われる生徒が不登校になった割合は、2014(平成26)年度で、

○ 7.0%(全国1.6%)の約4倍であった。

○ 調査された24校の高等学校における発達障がい疑われる生徒で中途退学率は9.2%(全国1.5%)の約6倍。

◀ それぞれの障害の特性

自閉症 スペクトラム 障害

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れ
を伴うことも
あります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、
全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども
発達障害に含まれます。

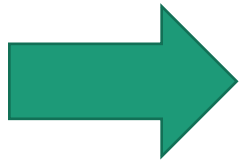
学 齡 期

- ・いじめ、不登校、学業不振
- ・場面緘黙、心身症、チック
- ・睡眠障害、家庭内暴力、非行

青年期・成人期

- ・ひきこもり、神経性無食欲症
- ・強迫性障害、うつ病、統合失調症
- ・就労困難、ホームレス
- ・浪費、依存症（薬物、酒、賭博）
- ・詐欺被害、誤認逮捕
- ・DV、虐待、犯罪

発達障がい



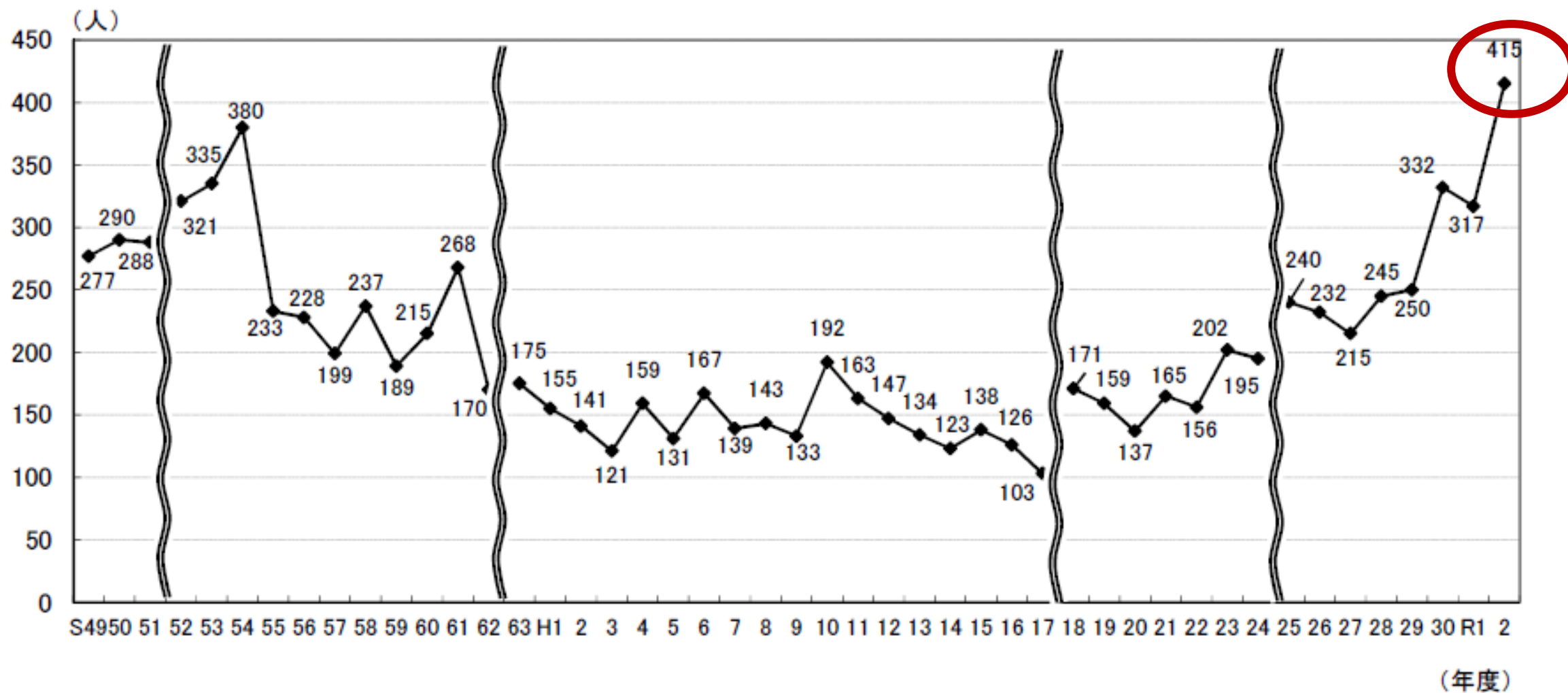
二次障がい

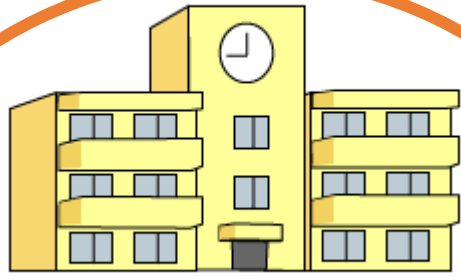
重要!

- ・合理的配慮
- ・意識上のバリアフリー

（北九州市障害者自立支援協議会資料より）

<参考> 児童生徒の自殺の状況推移グラフ (文部科学省:令和2年度)





要個別支援

介入(支援)が必要な児童生徒

チーム学校
(教職員・SSW・SC・SS・関係機関)

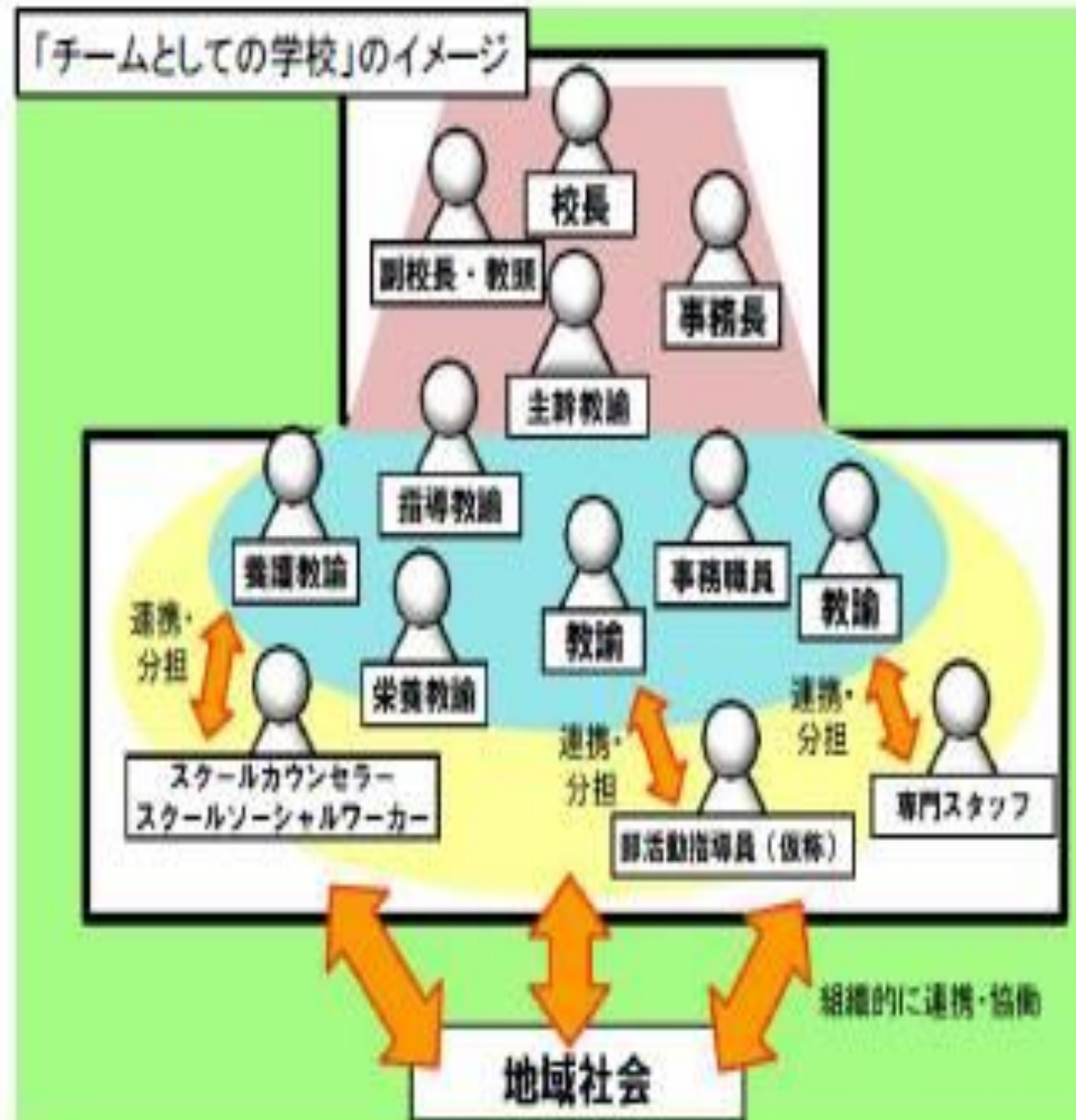
協働と役割分担

生徒指導提要

(令和4年12月)

校外協働の取り組み

学校を基盤とした**チーム**による連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。



児童生徒支援としての
の「チーム」

教師

養護
教諭

スクール
カウンセラー

警察
少年課

地域支
援者

医療
機関

生活
保護課

児童
相談所

スクール
ソーシャル
ワーカー

管理職

チーム

協働

チームプレイ

役割分担

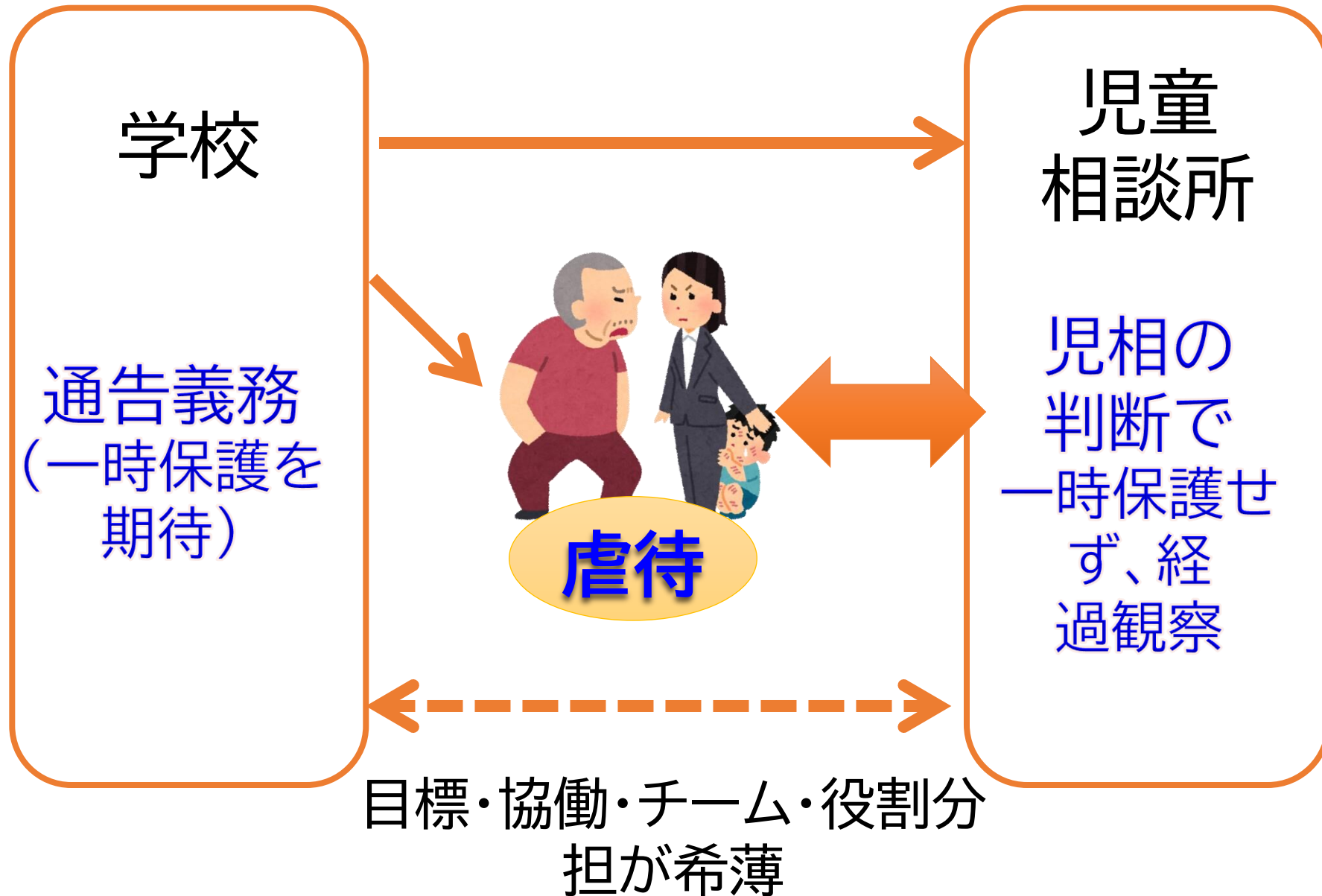
目標

優勝

病気を治す



「協働(collaboration)」とは



協働していくためには

「**協働**」とは、一人で個別に取り組んでも達成できない目標に対して、**効果的な人間関係**の過程によって目標達成に取り組んでいくこと

「**チーム**」とは、2人以上の人が一緒に協力して働くことを意味し、**相互の信頼関係**(パートナーシップ)が重要である



ケース会議



教育・保健・医療・福祉制度の協働



児童・家庭 支援機関

- 児童相談所
- 生活保護課
- 母子自立支援員(母子家庭の相談、休職活動等に関する支援)
- 家庭児童相談室(福祉事務所に家庭相談員が配置)
- 保健所(母子保健、精神保健等での保健師の家庭訪問)
- 要保護児童対策地域協議会(直接的な相談支援と関係機関のコーディネート役割、市町村の子育て支援の窓口)
- 民生児童委員・主任児童委員

教育・保健・医療・福祉制度の協働



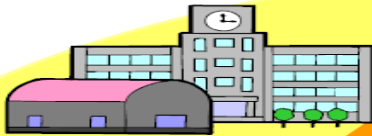
児童・家庭
支援機関

- 発達障害者支援センター(都道府県・政令都市に1箇所:相談支援、発達支援、就労支援、啓発・研修)
- 警察少年課(少年サポートセンター)
- 保護観察所(保護観察官・保護司)
- 精神科病院・精神科クリニック(精神科医師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理士等)
- 精神保健福祉センター
- 弁護士会
- 児童福祉施設、他

家庭環境(児童虐待・ネグレクト・家庭崩壊・子どもの貧困等)による不登校では、学校と関係機関がチームを組んで支援していく必要がある。そのためには、学校・家庭・関係機関のつなぎ役としてのスクールソーシャルワーカーが欠かせない。

都道府県・市町村教育委員会

学校



関係機関



児童相談所
福祉事務所
保健・医療機関
適応指導教室
警察
家庭裁判所
保護観察所 等

【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

スクールソーシャルワーカー (SSW)

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け

友人



家庭



地域



児童生徒



不登校

いじめ

暴力行為

児童虐待

ソーシャルワーカー

※社会福祉士

※精神保健福祉士

社会福祉の制度と
福祉サービス利用の知識

- ・児童福祉法
- ・児童虐待防止法
- ・生活保護法
- ・DV法(配偶者暴力対策等)
- ・障害者総合支援法
- ・発達障害者支援法
- ・精神保健福祉法
- ・高齢者虐待防止法
- ・介護保険法、他

相談援助

児童相談所等の
児童福祉分野

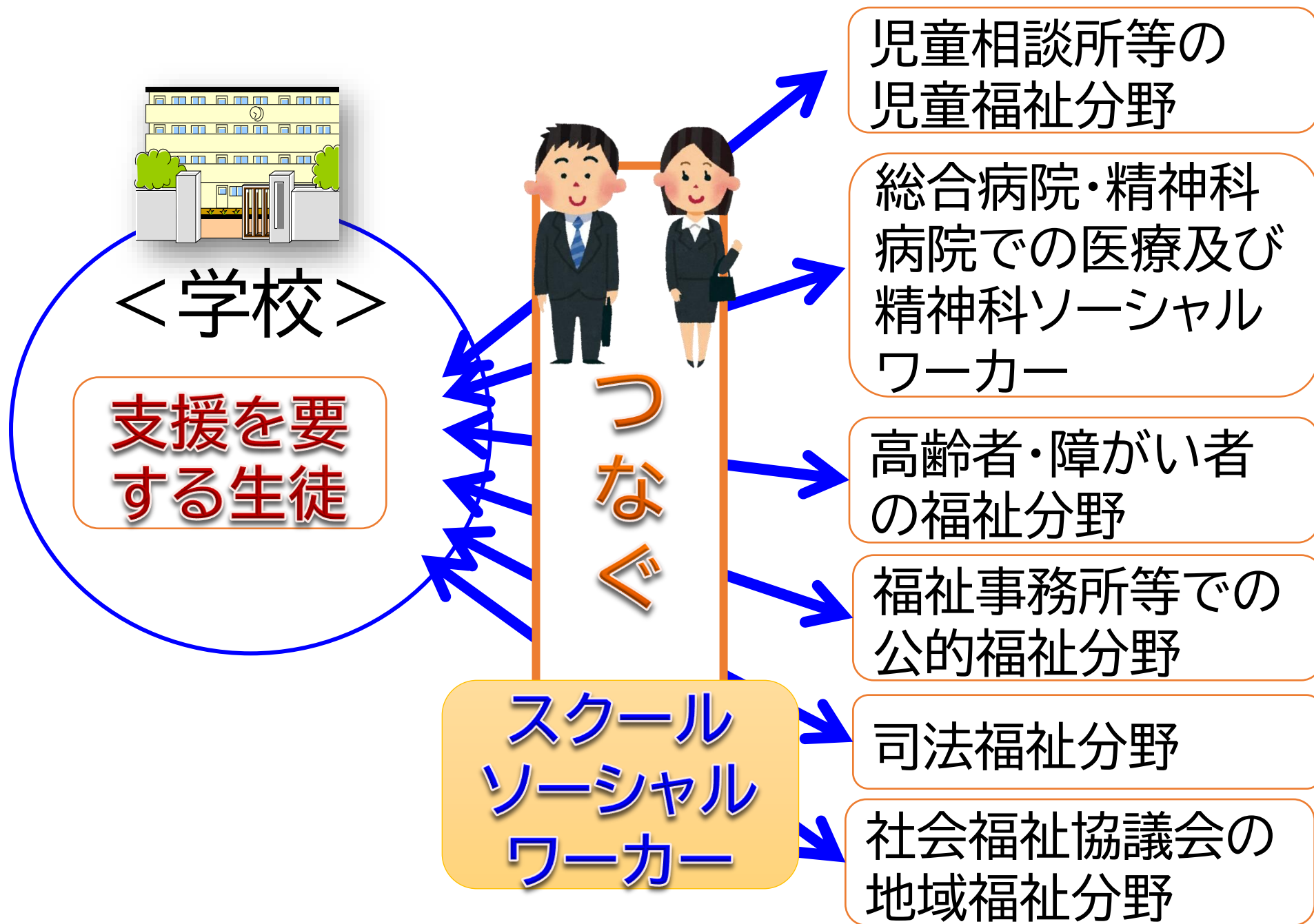
総合病院・精神科
病院での医療及び
精神科ソーシャル
ワーカー

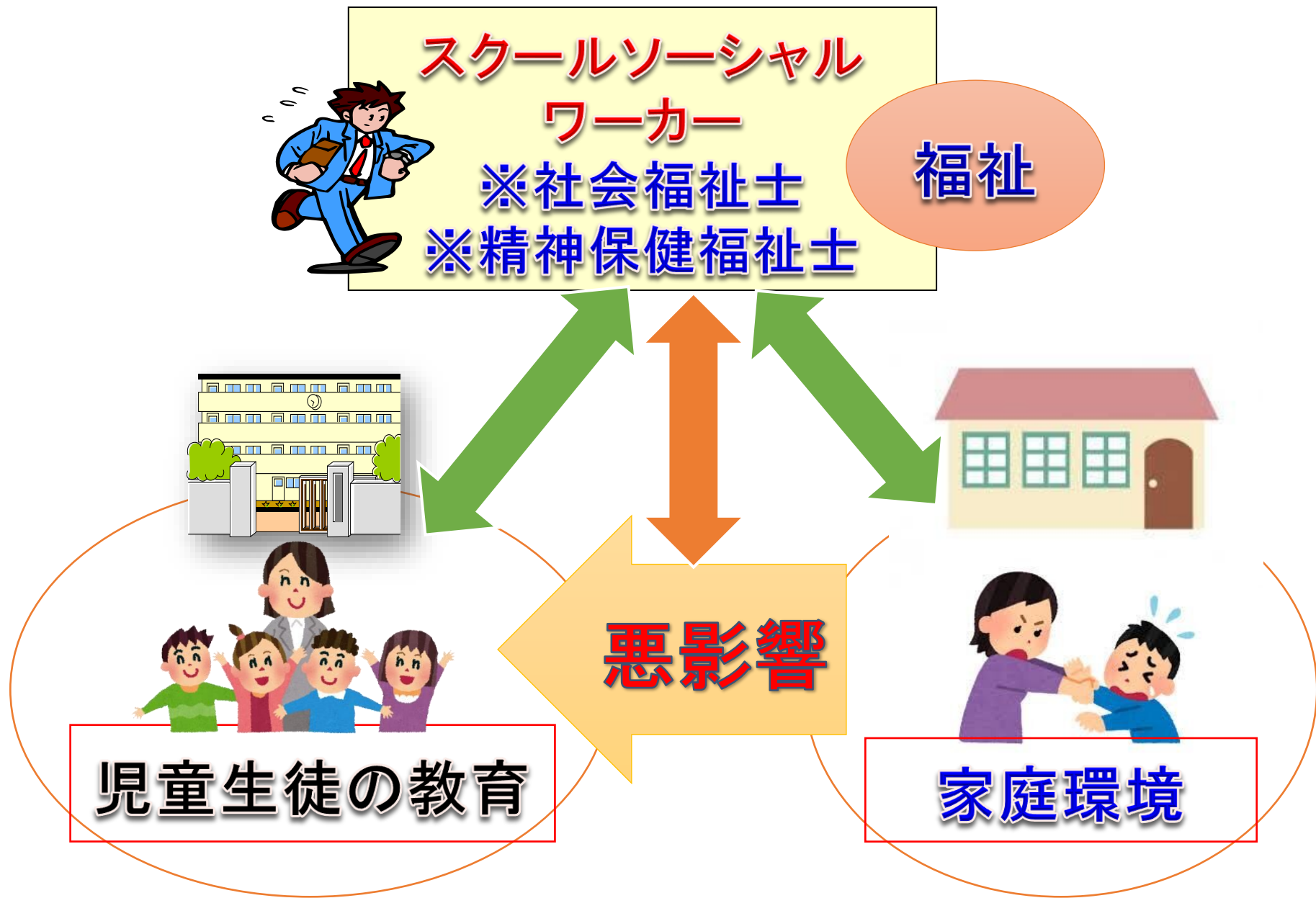
高齢者・障がい者
の福祉分野

福祉事務所等での
公的福祉分野

司法福祉分野

社会福祉協議会の
地域福祉分野



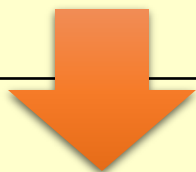


SSWは、子どもの教育を妨げる環境に取り組む

スクールソーシャルワーカーが小中学校から支援依頼を受ける事例

<子ども支援課題>

- ・不登校（無気力・ゲーム依存・ひきこもり・精神疾患・他）
- ・学級での友人関係のトラブル、いじめ
- ・発達障がい
- ・非行傾向（怠学）
- ・LGBTQ
- ・精神疾患及びリストカット
- ・子どもの貧困、
- ・ヤングケアラー、他



<家庭支援課題>

- ・親の養育放任・放棄
- ・家庭の経済的困窮（生活保護家庭含む）
- ・親の別居／離婚、母子家庭
- ・児童虐待
- ・親のアルコール依存症／精神疾患・知的障がい

<学校・子ども・保護者との関係>

- ・学校と子ども・保護者との関係性が希薄又は切れている状態

<主な支援方法>

- ・家庭訪問支援（アウトリーチ）
- ・関係機関への支援依頼
- ・学校と関係機関による協働支援（ケース会議）
- ・子ども及び保護者との面談
- ・教師へのコンサルテーション
- ・その他

小学校での 校外協働について



中学校での 校外協働について



高等学校での 校外協働について



高校での不登校の場合

居場所としての「フリースペース」

私塾(NPO等)としての「フリースクール」

単位制高校

通信制高校

職業訓練校



○自立支援

○ひきこもり・無職の予防:医療・保健・福祉との協働

福岡県のスクールソーシャルワーカー配置状況(令和6年度)

<SSW配置状況>

○SSW配置市町村:58(60市町村)

○県立高校:17校

○国立高等専門学校:3校

○私立高等学校:5校

○SSW採用総数:210名





一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会
Fukuoka Association of School Social Workers